



日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき 俊克

事務所 品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674

2008年6月22日 No.622

日本共産党品川区議団ホームページ <http://www.jcp-shinagawa.com/>

USハーブの
「高血圧」薬
「お薬」だわ



8月から ぜん息治療が無料に

公害患者さんの運動が政治動かす



ぜん息患者さんはもれなく申請をと呼びかける
ゆたか診療所の伊藤邦夫事務長。

東京都内に居住する、ぜん息患者の治療費が今年8月から無料になります。現在、申請を受け付けています。この制度は11年にわたる大気汚染裁判の成果です。裁判を支援してきた、ゆたか診療所の伊藤邦夫事務長に話しを聞きました。

問 ぜん息患者の治療費が無料ということですがどんな制度ですか？

伊藤 東京都内に居住する「ぜん息」の患者さんは今年8月から無料で医療が受けられます。自動車の排気ガスに含まれる「微小粒子状物質」は、なんら規制もなく、ぜん息患者は増加していました。医療費は自動車メーカーと首都高速道路会社、東京都、国が負担します。ぜん息の患者さんは、医療費の心配をしないで治療を受けられることになりました。

現在、18歳までの「ぜん息」、「慢性気管支炎」、「肺気腫」の方に対する医療費助成制度「18歳条例」がありますが、これとは別の新しい制度ができることになりました(ウラ面参照)。

問 — 大気汚染公害裁判とは、どんな裁判だったのでしょうか？

伊藤 — 「東京大気汚染裁判」は、都内に居住する気管支ぜん息・慢性気管支炎・肺気腫の患者と家族でつくる「東京公害患者と家族の会」の方々が、ディーゼル排ガス公害を引き起こした自動車メーカーの責任と東京の公害患者の救済を求めて訴えたものです。裁判は11年にわたりましたが、昨年8月に全面和解の条件として、ぜん息患者の治療費無料化が実現しました。

医療制度が改善されるなか無料制度は画期的。命をかけた原告の患者と支援者の運動の成果です。患者会は、ぜん息で治療を受けている方はもれなく申請するように呼びかけています。



ぜん息患者さんの治療費が無料に！ 制度を受けるには…？

○対象になる方は、気管支ぜん息の患者さんで、東京都内に1年以上居住していること。ただし、喫煙者は禁煙することが条件です。

手続きは

- 病院・診療所にご相談ください。
医療機関では検査や文書の費用がかかります。
- 保健所に申請します。下記の書類が必要です。
①認定申請書 ②主治医の診療報告書 ③健康状態の申告書 ④住民票 ⑤健康保険証
- 認定されると医療券が送られてきます。
これを医療機関で提示してください。

政府・自動車メーカーが 公害対策を怠ってきた

自動車排ガスでぜん息など、深刻な健康被害が生じています。ところが、政府は自動車メーカーや財界の意向を受けて、自動車交通や排ガスの総量を規制したり有害物質除去などの対策を怠ってきました。微粒子(直径が2.5マイクロメートル以下の超微粒子)は環境基準さえ設定していません。昨年8月の東京大気汚染公害裁判の和解条項に反するものです。



また、政府は被害者の救済も怠ってきました。財界の「公害は終わった」のキャンペーンのもと、政府は1987年に法律を改悪して被害者の新たな認定をやめました。現在、大気汚染被害者を救済する国の制度はありません。しかし、公害患者の運動が実って、ぜん息患者の医療費助成制度が昨年川崎市で、東京都もことし8月から導入されます。

問 — 慢性気管支炎の患者は対象でないが…？

伊藤 — 現在は、ぜん息だけが対象です。公害患者と家族の会は、慢性気管支炎や肺気腫の患者も同じ公害患者として無料治療を受けられるよう運動しています。

今回の制度は5年後に見直されることになっています。運動でつくらせた制度ですから、運動がなくなったら廃止させられる危険もある。会の運動が大きくなる必要があります。

**お困り
のときは
お気軽に
ご相談ください**

みやざき克俊事務所
Tel. 3786-6674

